

心当たりのないはがき、届いていませんか？



5月の消費者月間に合わせ、今号では、市内で急増している架空請求はがきについて、皆さんの自宅に届いた時の対処方法をご紹介します。
☎消費生活センター ☎7163-5853 ・ ㊚7164-4327

はがきが届いたらココをチェック! 1つでも該当すれば架空請求の可能性がります!

チェック1

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

具体的な契約の内容、金額、日付が書かれていない

管理番号(け)7423

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会の元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

チェック2

不安をあおる表現がされている

チェック3

※取り下げ最終期日 令和元年〇月×日

慌てさせるため、期日が数日後に設定されている

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関〇-△-×

お問合せ窓口 03-〇〇〇〇-××××

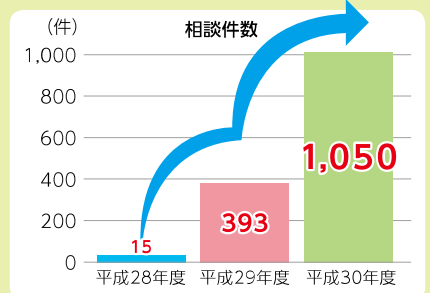
受付時間 9:00~19:00

チェック4

公的機関のような差出人名で送られてくる

相談がわずか3年で70倍に!!

架空請求はがきの相談は、平成16年度をピークに大きく減少していましたが、平成29年度から再び増加傾向にあります。特に中高年の女性を対象として、公的機関を装ったはがきや封書が無差別に送られています。



次ページでは、架空請求はがきへの対処方法をご紹介します ▶▶▶

1面からの続き「心当たりのないはがき、届いていませんか？」▶▶▶

あなたは本当に大丈夫？ もしもはがきが届いたら

架空請求だと分かっても、間違った対応をすることで金銭や個人情報情報をだまし取られることがあります。慌てて電話をせず、まずは冷静になりましょう。どうしても不安な場合は、柏市消費生活センターに相談しましょう。

「慌てて電話する」はNGです

架空請求はがきに記載されている連絡先に慌てて電話をしてしまうと、個人情報を聞き出されたり、偽の弁護士を紹介され、弁護士費用や裁判取り下げ費用という名目で金銭を不当に請求されたりします。また、電話をすることで、別の詐欺被害につながる可能性があります。不安に思っても、決してはがきの連絡先には電話をしないでください。



そのまま無視する

架空請求はがきには具体的な請求内容(金額や契約内容等)は書かれていません。記載内容をうのみにせず、身に覚えがない請求は無視してください。

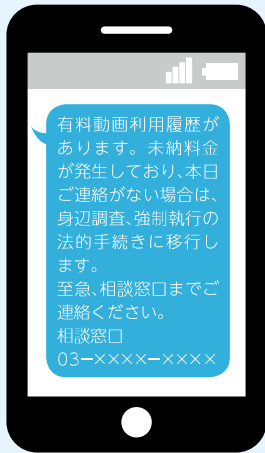


1人で抱え込まないで。被害に遭う前に

柏市消費生活センター

☎7164-4100

消費者ホットライン ☎188(いやや)



▲架空請求メールの一例

架空請求メールも横行中！消費生活相談員に聞いた最近の傾向

市では、メールやSMS(ショートメッセージサービス)による架空請求の相談が年間150件ほど寄せられています。そのメールは、実在の事業者名をかたって、「有料サイト利用料」や「商品の代金」等が未払い状態なので連絡するように、連絡なき場合は法的手続きを取る、という内容です。はがきと同様に、疑わしいメールは**こちらから連絡せず、無視してください**。どうしても不安な時は、柏市消費生活センターへ相談しましょう。



重要なお知らせや市の新しい取り組みなどを掲載しています

市政情報

5月31日は世界禁煙デー

☎保健所健康増進課 ☎7167-1256 ・ ☎7164-1263

5月31日(金)は、たばこ健康について理解を深め、禁煙を推進するために、世界保健機関(WHO)が「世界禁煙デー」として定めた日です。また、日本では5月31日(金)～6月6日(日)を「禁煙週間」と定めています。市は、禁煙しようと思いが、ニコチン依存症)でやめられずにいるかたを応援しています。

●禁煙を始めたいかたへの応援プログラム

禁煙外来での治療や禁煙支援薬局の薬剤師による相談など、あなたの禁煙への取り組みを応援します。

◎詳しくは、市のホームページをご覧ください



柏市プレミアム付商品券の取扱店を募集します

☎柏市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局(コールセンター)
☎0570-018-070 ・ ☎7163-0330

市では、10月からの消費税率引き上げに伴い、低所得・子育て世帯の負担が増えることなどによる消費への影響を緩和するため、市内の飲食店やスーパー、商店会などで利用できるプレミアム付商品券の販売を予定しています。

それに伴い、このプレミアム付商品券を使用できる事業者を募集します。取扱店としてご登録いただいた事業者へ、「取扱店登録証」などをお渡しします。

◎市内で商店などを営んでいる事業者※大型店も可

◎登録方法やチケット内容など、詳しくは市のホームページをご覧ください

